

随意契約理由書

件名	垂水妙法寺線(禅昌寺)道路拡幅工事(その4)	
契約の相手方	協同建設 株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は制限付一般競争入札に付したが、応札者がなかったため、令和元年11月27日に入札中止となった。下記理由により早期発注が必要であり、再度入札に付する暇がない。</p> <p>都市計画道路垂水妙法寺線(禅昌寺工区)は、平成14年に沿道の3自治会連名で「早期の垂水妙法寺線の整備を求める要望書」が提出され、事業化されたもので、地元から強力に早期整備を求められている事業である。本工事区間を含め垂水妙法寺線は交通量が多く、小学校の通学路でもあるため、安全性確保の観点から、早急に整備する必要がある。</p> <p>また本工事現場に隣接して2級河川妙法寺川の河川改修工事の計画がある。河川改修が必要となる区間は妙法寺川のボトルネック部で、過去に氾濫実績があり、出水期には早期避難を呼びかける対応を行っており、今後も洪水被害が予測される箇所として早期整備を求められている。しかし当該区間周辺は民家や道路に囲まれており、河川改修工事を行えるだけの十分なヤードがないため、現況では河川改修工事に着手することができない。</p> <p>本工事により、今後の河川改修工事に必要なヤード確保が容易となるため、渇水期施工を行うためにも早期整備することが望ましい。</p> <p>以上から、早期着工に向け、同一路線の施工実績を有する施工業者と契約交渉を試みたが、技術者不足等の理由から延べ9社より合意が得られなかった。その後ようやく10社目で上記請負人より合意が得られたため、本工事を随意契約することとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局西部建設事務所	(電話番号078-742-2424)